（４）将来負担比率	174.3%

平成24年度末において、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額は、標準財政規模の約１．７倍となっており、早期健全化基準（400%）を大幅に下回っています。

この比率が高い場合は、財政規模に比べ、将来の負担額が大きいと言うことであり、将来、財政を圧迫する可能性が高いということになります。

（算式）

$$\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100$$

平成24年度は、臨時財政対策債現在高が増加（＋５66億円）しましたが、その他県債残高の減少（▲２１１億円）や退職手当の支給予定額が減少したことなどから、将来負担額は３２４億円の増となりました。

しかしながら、将来負担額から控除される交付税算入見込額が438億円増加したことから、将来負担比率は前年度から2.7ポイント減少しました。

（単位：億円）

区　　分		23年度	24年度	24年度－23年度
A 将来負担額	①県債現在高	11,321	11,677	355
	うち一般会計（公債管理特別会計含む）	11,284	11,641	357
	②債務負担行為に基づく支出予定額	233	204	▲ 29
	③公営企業会計等への負担見込	316	340	24
	④退職手当の支給予定額	2,475	2,439	▲ 36
	⑤公社等の負債等に係る負担見込額	17	28	10
	計（①～⑤の計）	14,363	14,687	324
B　充当可能基金		581	546	▲ 35
C　充当可能特定財源		224	208	▲ 16
D　交付税算入見込額		7,084	7,521	438
分子　A－（B＋C＋D）		6,474億円	6,412億円	▲62億円

E　標準財政規模	4,166	4,202	36
F　交付税に算入された元利償還金等	510	525	15
分母　E－F	3,656億円	3,677億円	21億円

将来負担比率（分子／分母）（%）	177.0	174.3	▲ 2.7

○平成24年度決算に基づく将来負担比率　　早期健全化基準

174.3%　＜　400.0%